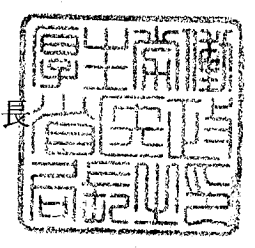




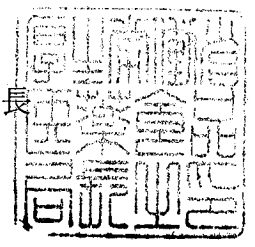
医政発 0818 第 5 号
 薬食発 0818 第 2 号
 平成 22 年 8 月 18 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



フィブリノゲン製剤投与に係る診療録等の精査のお願いについて
 (協力依頼)

フィブリノゲン製剤による C 型肝炎感染の問題につきましては、これまで種々の御協力をいただき御礼申し上げます。

厚生労働省としては、フィブリノゲン製剤を投与された元患者の方々に対する検査の勧奨等を目的として、平成 19 年 1 月 7 日及び平成 21 年 1 月 16 日にフィブリノゲン製剤納入医療機関に対して文書調査への協力を依頼し、貴職に対しても当該調査への御理解と御協力をお願いしてきたところです (平成 19 年 1 月 7 日付け医政発第 1107007 号・薬食発第 1107003 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知及び平成 21 年 1 月 16 日付け医政発第 0116016 号・薬食発第 0116007 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知)。

今般、さらにフィブリノゲン製剤の投与の事実の確認を進めること等を目的として、フィブリノゲン製剤納入先医療機関に対して、別添のとおり再度の確認のための調査への協力を依頼することとしておりますので、貴職におかれましても今回の調査について特段の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

